

## 宜野湾港マリーナにおける水上オートバイに関するルール

H29. 11. 17 沖縄県土木建築部港湾課

### (目的)

当該ルールは、宜野湾港マリーナ港内において、事故等を未然に防止し、船舶使用者等の安全を確保するために設けるものであります。

違反を確認した場合、次回から使用をお断りすることになりますので、目的をご理解のうえ、遵守頂くようお願いいたします。

- 1 使用許可を受けた水上オートバイは、マリーナ発行のステッカーを見えやすい場所（船艇の左側）に必ず貼ること。
- 2 一つの置場には1艇のみとする。
- 3 営業用バナナボート、ビスケット、その他機材は船置場に放置しないこと。
- 4 必ずライフジャケット及び宜野湾港マリーナ所定のビブスを着用する。
- 5 必ず入出港届を提出し、携帯電話や安全備品を携帯する。
- 6 水上オートバイは、「別紙 ディンギー置場の斜路」を利用し上下架し、港内への乗り入れは原則禁止とする。また、出港時は防波堤のマークを目印に航行することとする。
- 7 ディンギーの上下架を優先し、ポンツーンもディンギーが優先的に係留できるものとする。
- 8 右側通行の最徐行（約4kt）とし、引き波を立てないように航行するものとする。
- 9 不用意な空ぶかしで大きな音を出さない。
- 10 水上オートバイは、引き物（ビスケット、バナナボート、ウェイクボード、フライボード等）に人を乗せて航行してはならない。
- 11 航路上で、他の船の入出港に迷惑をかけない。
- 12 給油バースや、ビジターバースには給油時以外係留しない。
- 13 上下架した車は必ずマリーナ駐車場に停車し、トレーラーとつないだまま放置してはならない。
- 14 水道を使用する場合は、事前に管理事務所で手続を行い、給水使用料を支払うこと。また必ずシャワーノズルを使用し、節水に努めるものとする。船艇以外への使用（洗車等）は禁止とする。
- 15 年1回、宜野湾港マリーナ開催の定期安全講習を受講すること。
- 16 水上オートバイの管理は自己責任とする。